

参 考

静岡市

地域特性

- 総人口 712,330人 男性：346,549人 女性：365,781人(H24.10.1)
- 高齢化率 25.9% (H25.4.1)
- 出生数 (H24 年間) 5,428人 ●出生率 7.62 (人口千対)
- 面積 1,411.93km²

静岡市健康爛漫計画 (第2次)

1 計画の目的

本計画は「生涯を通じて、生きがいを持ち、健康な人が満ちあふれるまち」を目指します。たとえ障がいや病気を抱えていても、いきいきと生活し、住み慣れた地域で安心して生活できる社会をつくっていくことが計画の目的です。

2 計画の期間

静岡市健康爛漫計画(第2次)は、第1次計画(平成15年度から平成24年度)の基本理念を継承し、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化等に対応するため、5年後の平成29年度には中間評価を、計画最終年度である平成34年度には最終評価を行い、目標数値の妥当性や達成の状況について確認します。

3 計画の特徴

(1) 基本理念

生涯を通じて、生きがいを持ち、
健康な人が満ちあふれるまち



(2) 3つの基本方針

計画の基本理念の達成に向け、3つの基本方針を掲げます。

まず、健康づくりは一人ひとりの個人が主役であるため「市民主体の健康づくり」を進めます。2つ目として、生活習慣が三大死因について深く関連することから、前計画から進めた“発症予防”に、生活習慣病に罹患した後も進行を抑える“重症化予防”を加え「生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進」を掲げます。そして、健康づくりは周囲の力を合わせることで、より取り組みやすく、また継続しやすくなることから、「地域全体で進める健康づくり」を3つ目の基本方針とします。

(3) 重点施策

1

健康寿命の延伸

2

生活習慣病の発症予防と
重症化予防の徹底

3

社会生活を営むために
必要な機能の維持・向上

4

健康を支え、守るための
社会環境の整備

(4) 分野・ライフステージの構成

本計画では、“健康づくりの8つの分野”を設定し、それぞれに指標を定めるとともに、市民、地域等、行政の取組みを明示することで、市民主体の健康づくりを進めます。また、ライフステージによって異なる健康課題に対応するため、“健康づくりの9つのライフステージ”ごとの市民の取組みを掲載します。

5) 評価指標の設定

健康づくりを効果的に推進するために、既存の健康に関するデータやアンケート調査を基にした数値目標を設定しました。

4 取組（分野ごとの取り組み）

健康づくりの8つの分野ごとに設定した「今後の方向性」に沿って進めていきます。

| 分 野 | 今 後 の 方 向 性 |
|--------------|---|
| 1 栄養・食生活 | 「妊娠・出産期、乳幼児期からの食育の推進」「食に関する情報提供の充実」「栄養・食生活を充実するための環境整備」 |
| 2 健康診査・生活習慣病 | 「健康診査・検診の受診勧奨」「生活習慣病予防への支援」「健康診査等実施後の継続的な支援」 |
| 3 歯と口 | 「乳幼児期からのむし歯予防の促進」「歯周疾患予防に向けた支援」「高齢期・障がいのある人への口腔ケア支援」 |
| 4 身体活動・運動 | 「子どもから大人まで身体活動を行うための機会の提供」「身体活動に取り組みやすい環境の整備」「体力の維持を図るための高齢者の身体活動への支援」 |
| 5 タバコ | 「未成年者の喫煙防止対策の推進」「受動喫煙防止のための環境整備」「喫煙・受動喫煙による健康被害の周知と禁煙への支援」 |
| 6 酒・薬物 | 「アルコール依存・薬物乱用対策の推進」「酒・薬物についての知識の普及」 |
| 7 こころの健康・休養 | 「こころの健康を保つための支援の充実」「こころの健康に関する情報提供の充実」「高齢者がいつまでも生きがいをもちて暮らせるための社会参加の促進」 |
| 8 性・妊娠・子育て | 「思春期の頃からの女性の健康づくり」「安心して妊娠・出産できるための支援」「安心して子育てができるための支援」 |

5 指標

健康寿命の延伸を総括的な指標とし、健康づくりの8つの分野別に、評価指標を設定しました。そして、それぞれの評価指標に対し、中間目標値（平成29年度）、最終目標値（平成34年度）を設定しました。また、評価指標の設定にあたって、「健康日本21（第2次）」をはじめとする、関連計画との整合性も図りました。

6 推進体制

健康づくりは、まず個人が「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、主体的に取り組むことが大切です。そして個々の“健康づくり”を支えるために、今後は社会全体で健康づくりの環境整備に力を入れ、市民・行政・健康づくりに関する団体等が協働して健康づくりの取り組みを進めていく必要があります。

個人を取り巻く家庭、地域、職場、健康づくりに関する団体等が、それぞれの役割に沿って取り組めるように、今後も関係機関との意見交換や連携を深めながら、「生涯を通じて、生きがいをもち、健康な人が満ちあふれるまち」の実現をめざしていきます。



浜松市

地域特性

- 総人口 816,490人 男性：406,168人 女性410,322人 (H24.10.1)
- 高齢化率 23.64% (H25.4.1)
- 出生率 (H24 年間) 7,379人 ● 出生数 出生率9.3 (人口千対)
- 面積 1558.04km²

健康はままつ21 (第2次浜松市健康増進計画)

1 計画の目的

健康はままつ21の基本理念は、「市民一人ひとりが生きがいを持ち、いきいきと生活できる健康都市浜松」とし、3つの目標「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「子どもの健やかな成長」を掲げています。

2 計画の期間

平成25年度～平成34年度。

なお、今後の社会情勢の変化等に対応するため、計画の中間年度である平成29年度に計画の中間評価と内容の見直しを実施します。

3 計画の特徴

(1) 健康づくりのとらえ方 “キャッチフレーズ「みんなでやらまいか！元気な人づくり」”

市民の主体的な取り組みを中心としつつ、家庭や地域、学校や職場、健康づくりに関わる企業や団体、行政などが連携し、健康づくりの輪を広げていきます。「市民協働のもと、社会全体で市民の健康を支える」という観点から、市全体で健康はままつ21を推進していきます。



「健康はままつ21ロゴマーク」は、市民参加の健康づくりを浜松まつりの凧にたとえ、健康（凧）は個人一人だけの努力で増進する（揚げる）ものではなく、多くの人々や団体が連携しながら、増進する（揚げる）ものであることを表しています。

(2) 重点施策

全計画の最終評価結果などを踏まえ、計画目標を達成するために以下の2点を重点施策とします。

- ①生活習慣病の発症予防と重症化予防
- ②健康を守り支えるための環境整備

(3) 目標の設定と評価

健康はままつ21では、計画目標を達成するために具体的な取り組みを9つの分野に分けています。各分野において「市民のめざす姿」をまとめ、市民のめざす姿が実現されるようそれぞれの分野で具体的な指標を揚げ、目標値を設定しています。

4 取組

| 重 点 | 取り組みの方向性 |
|------------------|---|
| 生活習慣病の発症予防と重症化予防 | <ul style="list-style-type: none"> ・一次予防から重症化予防までを一体的に考えた健康づくりの推進 ・保健関連データ（人口動態統計、医療費データ等）を活かした健康づくりの推進 |
| 健康を守り支えるための環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康はままつ21推進協力団体との連携等、市民協働で取り組む健康づくりの推進 ・誰でも取り組める多種多様な健康づくりの提案 |
| 分 野 | 取り組みの方向性 |
| いきいき生活づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・地域との絆を重視した地域の健康づくり環境の整備 |
| 生活習慣病の予防 | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児からの望ましい生活習慣の定着と保健関連データを活かした健康づくりの推進 |
| 栄養・食生活 | <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい食習慣の定着と食によるコミュニケーションの充実 |
| 運動 | <ul style="list-style-type: none"> ・気軽に楽しく運動に取り組んでいくための生涯を通じた健康づくり機会の充実 |
| こころの健康 | <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康を保つための相談支援の充実 |
| たばこ | <ul style="list-style-type: none"> ・たばこが及ぼす健康被害についての周知、啓発の推進 ・受動喫煙防止対策の強化 |
| アルコール／薬物 | <ul style="list-style-type: none"> ・薬物・飲酒についての正しい知識の普及と未成年者への対策の強化 |
| 歯の健康 | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた歯科保健対策の推進 |
| 親子の健康 | <ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健全な妊娠・出産・育児ができるための母子保健の充実 |

5 指標

全指標数：84項目。重点分野の主な指標は次のとおりです。

| 分野 | 主な指標 | 目標値（平成34年） |
|-----------|-----------------|-----------------------|
| いきいき生活づくり | 健康寿命 | 延伸 |
| | 健康はままつ21の周知度 | 28.5%→90.0% |
| | 健康づくり活動に取り組む団体数 | 150団体→180団体 |
| 生活習慣病の予防 | 定期的に健診を受ける人の割合 | 71.2%→80.0%（40～74歳） |
| | 糖尿病有病者の割合 | 10.7%→9.9%（40～74歳国保） |
| | 適正体重の人の割合 | 71.0%→75.0%（20～64歳男性） |

6 推進体制

「市民協働のもと、社会全体で市民の健康を支える」という観点から、市民の主体的な取り組みを中心としつつ、家庭や地域、学校や職場、健康づくりに関わる企業や団体、行政などが連携し、健康づくりの輪を広げていくことが大切です。「健康はままつ21推進会議」等において、情報を共有し、連携を図りながら市民の健康づくりを推進し、健康都市浜松の実現を目指していきます。

また、保健医療審議会および健康はままつ21推進会議等において計画の進捗管理をしていきます。

用語解説（五十音順）

| | |
|---------------|---|
| 親子運動遊びプログラム | 乳幼児期において運動・スポーツに親しむ基礎を培うために静岡県教育委員会が策定した親子で一緒に行う運動遊びのプログラム。 0～3歳児を対象とした「ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム」と4～6歳児を対象にした「ファミリー・チャレンジ・プログラム」の2種類。 |
| COPD | 慢性閉塞性肺疾患 たばこを吸う人に多い肺の病気で、COPDになると肺泡が破壊され、初期は咳やたん、息切れなどの症状を呈する。放置すると呼吸困難や心不全を起こす場合がある。 |
| スマートライフプロジェクト | 厚生労働省がすすめる施策「SmartLifeProject」 「健康寿命をのばしましょう」をスローガンに、全ての日本人が人生の最後まで元気で健康で楽しく毎日が送れることを目的に、運動、食事、禁煙の3分野について、具体的なアクションを呼びかけを行うもの。 |
| 特定給食施設 | 特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち、栄養管理が必要なものとして、厚生労働省令で定めるものをいう。（健康増進法第20条） 厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設。（健康増進法施行規則第5条） |
| なかしょく 中食 | 惣菜やコンビニ弁当などの調理済み食品を自宅で食べることを「外食」といい、手作りの家庭料理を自宅で食べることを「内食」と言い、外食と内食の中間に位置づけられることから、こう呼ばれる。 |
| 乳幼児突然死症候群 | 乳幼児突然死症候群（SIDS）は、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気。原因不明だが、たばこが大きな危険因子になるといわれている。 |
| 場の力を活用した取組 | 静岡県には、多様な自然が広がり、各地の環境に応じた生活が営まれ、様々な経済活動が行われている。日本の縮図と言える静岡県が有するヒト、モノ、大地の潜在力である「場力」を活用した健康づくりの取組。 |
| ヘルシーメニュー | 食塩や脂肪が少ない、野菜が多い等を考慮した食事のこと。 |
| メタボリックシンドローム | 内臓脂肪型肥満（腹囲 男性85cm以上、女性90cm以上）に加え、高血糖、高血圧、脂質異常という危険因子を2つ以上持っている状態をいう。生活習慣病の中でも、特に心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症の発症前の段階をとらえ、生涯にわたって生活の質の維持・向上するための病気概念として、日本肥満学会等8学会が合同で定義と診断基準を策定した。 |
| ココモティブシンドローム | 加齢に伴い、骨・関節・軟骨・椎間板・筋肉といった運動器に障害が起こり、歩行など移動能力や、日常生活の活動に低下が生じた状態をいう。 |

ふじのくに健康増進計画推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指し、いきいきとした健康社会の実現を図るため、ふじのくに健康増進計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項の規定による静岡県の健康増進計画（以下「県計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 県計画の効果的推進に関すること。
- (3) 県計画の評価及び見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、県民の健康づくりに関すること。

(組織及び運営)

第3条 協議会は、健康づくりに関連する団体の推薦を受けた者及び学識経験者からなる委員で組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 3 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定に関わらず、協議会の設置時に就任した委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月9日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

ふじのくに健康増進計画推進協議会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

◎会長 ○副会長

| No. | 団 体 名 等 | 役 職 | 氏 名 |
|-----|------------------------------|---------------|--------|
| 1 | 公益社団法人静岡県薬剤師会 | 会 長 | 明石 文吾 |
| 2 | 静岡県厚生農業協同組合連合会 | 代表理事専務 | 石井 敏陽 |
| 3 | 静岡県精神保健福祉センター | 所 長 | 内田 勝久 |
| 4 | 静岡県健康づくり食生活推進協議会 | 会 長 | 岡部 昭子 |
| 5 | 浜松医科大学健康社会医学 | 教 授 | 尾島 俊之 |
| 6 | 静岡市保健所 | 所 長 | 加治 正行 |
| 7 | 独立行政法人労働者健康福祉機構静岡産業保健推進連絡事務所 | 代 表 | 鎌田 隆 |
| 8 | 静岡県市長会 | 藤枝市長 | ○北村 正平 |
| 9 | 静岡県立大学 | 学 長 | 木苗 直秀 |
| 10 | 公益財団法人しずおか健康長寿財団 | 理事長 | 佐古 伊康 |
| 11 | 静岡県商工会連合会 | 専務理事 | 佐藤 泰章 |
| 12 | 一般社団法人静岡県商工会議所連合会 | 専務理事 ・事務局長 | 杉 雅俊 |
| 13 | 一般社団法人静岡県医師会 | 会 長 | ◎鈴木 勝彦 |
| 14 | 公益財団法人静岡県体育協会 | 副会長 | 竹原 悠子 |
| 15 | 公益社団法人静岡県栄養士会 | 会 長 | 坪井 厚 |
| 16 | 全国健康保険協会静岡支部 | 支部長 | 野呂瀬幸男 |
| 17 | 静岡県保健師会 | 会 長 | 深沢 和代 |
| 18 | 静岡県コミュニティづくり推進協議会 | 常務理事 兼事務局長 | 増田 久之 |
| 19 | 公益社団法人静岡県看護協会 | 会 長 | 望月 律子 |
| 20 | 静岡県町村会 | 函南町 | 森 延彦 |
| 21 | 一般社団法人静岡県歯科医師会 | 会 長 | 柳川 忠廣 |
| 22 | 常葉学園大学 | 教 授 | 山本 章 |
| 23 | 日本大学国際関係学部 | 非常勤講師 | 吉田 隆子 |

ふじのくに健康増進計画推進協議会 領域別部会設置要領

(目的)

第1条 ふじのくに健康増進計画推進協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に進めるため、ふじのくに健康増進計画推進協議会設置要綱第5条の規定により、次の領域別部会（以下「部会」という。）を設置する。

- (1) 食育部会
- (2) 運動・身体活動部会
- (3) 休養・こころ部会
- (4) たばこ・アルコール・薬物部会
- (5) 歯科保健部会

(所掌事務)

第2条 部会は、部会ごとの名称に掲げた健康づくりの領域に応じ、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 現状分析及び健康課題の明確化に関すること。
- (2) ふじのくに健康増進計画の目標及び指標に関すること。
- (3) 健康づくりの推進方策に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、県民の健康づくりに関すること。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定に関わらず、部会の設置時に就任した委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

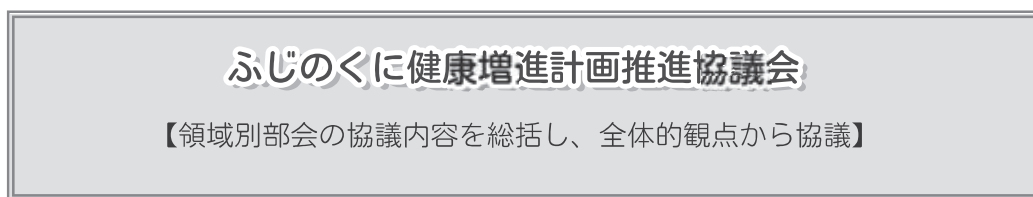
(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、協議会の会長が定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

ふじのくに健康増進計画推進協議会及び領域別部会等



(◎部会長)

〔領域別部会〕

【専門的見地から、計画内容、目標設定等について協議】

《食育》

| |
|-------------------|
| ◎県栄養士会 |
| 日本大学国際関係学部 |
| 静岡市農業協同組合 |
| しずおか健康いきいきフォーラム21 |
| 県歯科医師会 |
| 県健康づくり食生活推進協議会 |
| 食育推進会議幹事課 |

※次期食育推進計画に関する協議

《運動》

| |
|-------------|
| ◎静岡大学 |
| 東海大学 |
| 日本健康運動指導士会 |
| 県ウォーキング協会 |
| 県レクリエーション協会 |
| 県体育協会 |
| 県総合健康センター |
| 牧之原市 |
| 県教委スポーツ振興課 |
| 県公園緑地課 |

《休養・こころ》

| |
|--------------|
| ◎精神保健健福センター |
| 産業保健推進センター |
| 精神保健福祉室 |
| こども家庭課 |
| 長寿政策課 |
| 県教委 学校教育課 |

《たばこ・アルコール・薬物》

| |
|--------------|
| ◎静岡市保健所 |
| 県薬剤師会 |
| 藤枝市 |
| がんセンター |
| 疾病管理センター長 |
| 疾病対策課 |
| 県教委 学校教育課 |

※たばこ対策推進に関する協議

《歯》

| |
|----------------|
| ◎県歯科医師会 |
| 県歯科衛生士会 |
| 県歯科技工士会 |
| 県栄養士会 |
| 県健康づくり食生活推進協議会 |
| 8020ステーション |
| 県手をつなぐ育成会 |
| 県老人福祉施設協議会 |
| 県消費者団体連盟 |
| 県教委 学校教育課 |

※歯科保健計画に関する協議
→「県民の歯や口の健康づくり会議と兼ねる。

※《主な生活習慣病の発症予防、早期発見と重症化予防は特定健診・特定保健指導推進協議会で協議検討する。》

ふじのくに健康増進計画推進協議会 領域別部会委員

(敬称略) ◎部会長

1 食育部会

| 所 属 | 役職等 | 氏 名 |
|--------------------|-------|-------|
| 公益法人社団静岡県栄養士会 | 会長 | ◎坪井 厚 |
| 日本大学国際関係学部 | 非常勤講師 | 吉田 隆子 |
| 静岡市農業協同組合 | 理事 | 海野フミ子 |
| しずおか健康いきいきフォーラム21 | 参事兼係長 | 巻本 泰 |
| 社団法人静岡県歯科医師会 | 理事 | 竹内 純子 |
| 県健康づくり食生活推進協議会 | 会長 | 岡部 昭子 |
| 茶業農産課 (食育推進会議 幹事課) | 課長 | 白井 満 |
| マーケティング推進課 (//) | 課長 | 黒柳 康江 |
| 県教委学校教育課 (//) | 課長補佐 | 渡邊 健 |

2 運動・身体活動部会

| 所 属 | 役職等 | 氏 名 |
|-------------------|--------|-------|
| 常葉学園大学 | 教授 | ◎山本 章 |
| 東海大学体育学部 | 准教授 | 久保田晃生 |
| 日本健康運動指導士会静岡県支部 | 支部長 | 井口 睦仁 |
| 静岡県ウォーキング協会 | 会長 | 邊津 芳次 |
| 静岡県レクリエーション協会 | 理事長 | 渡邊 佳洋 |
| 公益社団法人静岡県体育協会 | 副会長 | 竹原 悠子 |
| 静岡県総合健康センター | 所長 | 木本 愛郎 |
| 牧之原市 | 健康推進課長 | 辻 良典 |
| 静岡県教育委員会教委スポーツ振興課 | 課長 | 松田 好道 |
| 静岡県公園緑地課 | 課長 | 松浦 賢実 |

3 休養・こころ部会

| 所 属 | 役職等 | 氏 名 |
|---------------|----------|--------|
| 静岡県精神保健福祉センター | 所長 | ◎内田 勝久 |
| 静岡産業保健推進連絡事務所 | 所長 | 鎌田 隆 |
| 障害福祉課 | 精神保健福祉室長 | 小林 眞一 |
| こども家庭課 | 課長 | 鈴木 一吉 |
| 長寿政策課 | 課長 | 尾上 景子 |
| 静岡県教育委員会学校教育課 | 課長 | 輿水まゆみ |

4 たばこ・アルコール・薬物部会

| 所 属 | 役職等 | 氏 名 |
|---------------|-----------|--------|
| 静岡市保健所 | 所長 | ◎加治 正行 |
| 公益社団法人静岡県薬剤師会 | 常任理事 | 細野 澄子 |
| 藤枝市健康推進課 | 課長 | 松野 京子 |
| 県立がんセンター | 疾病管理センター長 | 小澤 慎次 |
| 疾病対策課 | 課長 | 岡山 英光 |
| 県教委学校教育課 | 課長補佐 | 渡邊 健 |

5 歯科保健部会 (県民の歯や口の健康づくり会議)

| 所 属 | 役職等 | 氏 名 |
|--------------------|-------------|--------|
| 社団法人静岡県歯科医師会 | 会長 | ◎柳川 忠廣 |
| 静岡県健康づくり食生活推進協議会 | 会長 | 岡部 昭子 |
| 特定非営利活動法人静岡県歯科衛生士会 | 会長 | 今井須美子 |
| 静岡県手をつなぐ育成会 | 会長 | 小出 隆司 |
| 静岡県消費者団体連盟 | 会長 | 小林 昭子 |
| 社団法人静岡県歯科医師会 | 理事 | 才川 隆弘 |
| 牧之原市8020ステーション | 牧之原市8020推進員 | 鈴木 長馬 |
| 公益社団法人静岡県栄養士会 | 会長 | 坪井 厚 |
| 静岡県教育委員会学校教育課 | 参事兼課長 | 輿水まゆみ |
| 社団法人静岡県歯科技工士会 | 会長 | 片瀬 隆次 |
| 静岡県老人福祉施設協議会 | 副会長 | 木下 朝子 |

静岡県特定健診・特定保健指導推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を阻害する要因である糖尿病等の生活習慣病の該当者、予備群の減少を目指し、地域保健・職域保健関係機関等との総合調整を図り、特定健康診査・特定保健指導のより効果的・効率的な実施を推進するため、静岡県特定健診・特定保健指導推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第18条第1項の規定による特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の実施方策に関すること。
- (2) 特定健診等の評価に関すること。
- (3) 特定健診等のデータの活用に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、生活習慣病予防対策など特定健診等の推進に関すること。

(組織及び運営)

第3条 協議会は、特定健診等に関連する団体の推薦を受けた者及び学識経験者からなる委員で組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 3 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定に関わらず、協議会の設置時に就任した委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成22年11月18日から施行する。

**静岡県特定健診・特定保健指導推進協議会
委員名簿**

(敬称略) ◎会長 ○副会長

| No. | 所 属 名 | 役 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|-----|----------------|-------|-------|--------------|
| 1 | 一般社団法人静岡県医師会 | 副会長 | ◎篠原 彰 | 事業者 |
| 2 | 静岡県国民健康保険団体連合会 | 常務理事 | 鈴木 章夫 | 医療保険者 |
| 3 | 健康保険組合連合会静岡連合会 | 常務理事 | ○坪井 修 | 〃 |
| 4 | 全国健康保険協会静岡支部 | 支部長 | 野呂瀬幸男 | 〃 |
| 5 | 警察共済組合静岡支部 | 事務局長 | 山本 明 | 〃 |
| 6 | 裾野市健康推進課 | 課長 | 栗栖美智子 | 地域保健 関係機関 |
| 7 | 袋井市健康づくり政策課 | 課長 | 寺田 整 | 〃 |
| 8 | 川根本町生活健康課 | 課長 | 伊藤千佳子 | 〃 |

「第3次ふじのくに健康増進計画」策定の経過

| 年月日 | 会議等 | 内容 |
|----------------------------|------------------------------------|---------------------------|
| 平成25年8月6日 | 第1回 ふじのくに健康増進計画推進協議会 | 新計画（素案） の協議 |
| 平成25年10月17日 | 領域部会 運動・身体活動 | 新計画（案）、 アクションプラン（案）の検討 |
| 平成25年10月21日 | 領域部会 休養・こころ領域部会 | |
| 平成25年10月22日 | 領域部会 歯 | |
| 平成25年10月29日 | 領域部会 食育 特定健診・特定保健指導推進協議会 | |
| 平成25年11月6日 | 領域部会 たばこ・アルコール・薬物 | |
| 平成25年11月21日 | 第2回 ふじのくに健康増進計画推進協議会 | |
| 平成25年12月10日～ 平成26年1月13日 | パブリックコメント | |
| 平成26年1月21日 | 領域部会 たばこ・アルコール・薬物 | 新計画（最終案） の協議 |
| 平成26年1月23日 | 特定健診・特定保健指導推進協議会 領域部会 運動・身体活動食育 | |
| 平成26年1月24日 | 領域部会 休養・こころ | |
| 平成26年1月27日 | 領域部会 食育 | |
| 平成26年1月29日 | 領域部会 歯 | |
| 平成26年2月19日 | 第3回 ふじのくに健康増進計画推進協議会 | 新計画の承認 |

第3次ふじのくに 健康増進計画

平成26年3月

静岡県健康福祉部健康増進課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL：054-221-2779 FAX：054-251-7188